

この規定を桜ヶ丘会館運営規定とし、管理運営に関し必要な事項を定めこの規定に基づいて運営するものとする。

第1条【桜ヶ丘会館の所有権とその推移】

- 1.昭和58年(1983年)11月11日、桜ヶ丘会館は草津市寄付受入承認より、松下興産所有から草津市市有財産となった。
- 2.昭和62年(1987年)4月27日、草津市と桜ヶ丘町内会は「市有財産(土地・建物)使用貸借契約」を締結した。契約は10年ごとに更新される。
- 3.使用賃借料は、無償である。
- 4.使用目的は、町内の集会所に限定されている。
- 5.草津市は、桜ヶ丘会館を公共の用に使用する必要が生じれば、直ちに契約を解除できる。

第2条【桜ヶ丘会館での活動と運営方針】

- 1.桜ヶ丘会館は、地域社会発展に寄与することを目的とし、町内会員の福利増進と相互の親睦扶助を図るための公共施設として設置されたものであり、本規定はその管理運用について定め、その円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2.桜ヶ丘会館は公民館法第23条に基づき次の行為を行ってはならない。
 - 1)公序良俗を乱すおそれがあるもの。
 - 2)政治活動もしくは宗教活動を目的とするもの。又は政治団体もしくは宗教団体が関与しているもの。
 - 3)桜ヶ丘会館を会場として何かを指導することによって収益を得るものや販売行為を行うもの等、営利活動を目的とするもの。※指導料として支払う講師謝礼があっても、グループ活動そのものを営利目的とみなすものではない。

第3条【桜ヶ丘会館の管理】

- 1.桜ヶ丘会館管理者(以下、会館管理者と称す)は会館の使用計画を管理し調整する。
- 2.会館管理者は会館の設備・備品の維持管理を行う。
- 3.会館管理者は防火管理者と共に「桜ヶ丘会館消防計画」を定め、これに基づき管理を行う。
- 4.会館管理者は桜ヶ丘会館運営に関する情報の発信を行う。

第4条【桜ヶ丘会館の使用基本順位】

①平日

- ①公職選挙法に基づく選挙投票会場・演説会場等に使用する場合。
- ②会員の葬儀(通夜、告別式)、または会員が喪主として葬儀を行う為に使用する場合。
- ③町内会の会合(総会・本部役員会・各委員会等)ならびに行事に使用する場合。
- ④町内会又は会員が町内活動の準備・整理・打ち合わせ会合等の為に使用する場合。
- ⑤定期使用グループ(同好会・サークル)が使用する場合。
- ⑥不定期使用グループ・その他・・・町内会員が使用する場合。
- ⑦行政または公益団体等が会員に対する調整・サービス・協力の為に使用する場合。
- ⑧会員が主体である学校(PTA等)の会合等で使用する場合。
- ⑨会員の福祉向上、相互の親睦または教養を高める場として使用する場合。
- ⑩前各号のいずれかに準ずるものとして、本部役員会が承認した場合。

②土・日・祝日

- ①公職選挙法に基づく選挙投票会場・演説会場等に使用する場合。
- ②会員の葬儀(通夜、告別式)、または会員が喪主として葬儀を行う為に使用する場合。
- ③町内会の会合(総会・本部役員会・各委員会等)ならびに行事に使用する場合。
- ④イベント・他団体とのコラボ企画・講演会・発表会・展示会・桜ヶ丘子ども会活動等に使用する場合。
- ⑤町内会又は会員が町内活動の準備・整理・打ち合わせ会合等の為に使用する場合。
- ⑥定期使用グループ(同好会・サークル)が使用する場合。
- ⑦行政または公益団体等が会員に対する調整・サービス・協力の為に使用する場合。
- ⑧会員が主体である学校(PTA等)の会合等で使用する場合。
- ⑨会員の福祉向上、相互の親睦または教養を高める場として使用する場合。
- ⑩前各号のいずれかに準ずるものとして、本部役員会が承認した場合。

※平日・土日祝日の何れの優先順位も原則であり、予約した時期や企画の外部への案内状況(進捗)等を考慮し、最終決定は会館管理者が行うものとする。

第5条【桜ヶ丘会館の使用申請】

- 1.桜ヶ丘会館を定期的使用するグループは、更新審査で定期使用許可を得ることができる。
※更新審査は本部役員会が半年に一度実施する。但し、会館管理者の要請で緊急審査を行う場合がある。
- 2.新規グループの定期使用は新規グループ登録要項に沿って手続きを行い、新規登録審査で定期使用許可を得る事ができる。
※新規登録審査は本部役員会議で実施し班長会で承認(議決)する。
- 3.同好会・サークル及び各団体・グループが使用する区画は原則、ホール・和室とする。
- 4.定期的に桜ヶ丘会館を使用するグループ(使用許可済)は半年に一度、会館管理者に下記の書類を提出する。
 - 1)桜ヶ丘会館定期使用申請書 NO701-1A
 - 2)同好会・サークル会員名簿 NO701-2
 - 3)桜ヶ丘会館鍵借用誓約書 NO701-3
- 5.会館管理者は各グループから提出された書類に基づき計画書を作成する。
 - 1)桜ヶ丘会館使用計画一覧 NO701-4
 - 2)桜ヶ丘会館ホール・和室・桜ヶ丘中央公園使用計画 NO701-5
 - 3)桜ヶ丘会館月別使用計画書 NO701-6
- 6.臨時(不定期)に使用を希望する場合。
 - 1)使用希望日が2箇月以内であれば「桜ヶ丘会館月別使用計画書」を確認し使用可能な日時を会館管理者に申請する。
 - 2)2箇月以上先の日程申請は会館管理者に予約状況を確認して申請する。
※1),2)何れの場合も申請は「桜ヶ丘会館不定期使用申請書」(NO701-1-C)に記入して会館管理者に申請する。
※企画使用の場合は「企画使用申請書(NO701-1-B)」を提出する。
 - 3)鍵を使用する場合は鍵借用誓約書を提出して手続きをする。
- 7.使用予定の変更やキャンセルは事前に会館管理者に連絡する。
- 8.団体とのコラボやイベント開催での桜ヶ丘会館使用申請は関係委員会が申請を行う。
この場合、会館管理者へ開催趣旨や規模の説明を行い、会館管理者の許可を必要とする。

第6条【桜ヶ丘会館の基本開館条件】

- 1.桜ヶ丘会館の使用時間は原則 9:00～19:00 とする。
- 2.桜ヶ丘会館の使用曜日は会館管理者が使用目的により判断する。
- 3.桜ヶ丘会館を休館とする場合は会館管理者が文章連絡を行う。

第7条【桜ヶ丘会館の使用料】

- 1.町内会の組織(総会・班長会・本部役員会・委員会)の使用は無料とする。
- 2.桜ヶ丘会館使用許可登録されている同好会・サークル・桜ヶ丘子ども会の使用・登録料は無料とする。
- 3.同好会町外会員の登録料は年間 1,000 円/人とする。
- 4.町内会正会員が臨時に使用する場合は会館管理者が使用目的に応じて決定する。
- 5.外部団体とのコラボ・イベント等町内主催・共催によるものは無料とする。
- 6.町内会正会員の弔事に使用・・・6,000 円/日
- 7.選挙投票会場に使用・・・10,000 円/日
- 8.選挙に基づく個人演説会・講演会に使用・・・2,000 円
- 9.市・地区等の公共使用・・・使用目的に応じて本部役員会で諮り決定する。
- 10.その他の使用・・・使用目的に応じて本部役員会で諮り決定する。

第8条【桜ヶ丘会館の設備・備品】

- 1.ホールバックルーム・館内共用物置・和室押し入れ・館外倉庫の備品類の収納保管に関しては、別紙に定める“管理要項”の運用規定に基づき実施する。
- 2.設備・備品の破損等が発生した場合は、速やかに会館管理者に報告する
- 3.破損等の修理費用は、原則破損させた者の負担とする。
- 4.桜ヶ丘会館に保管されている他の同好会・サークル等の備品類は無断で使用してはならない。
- 5.消防設備・避難誘導灯・可燃物などの取扱いは、「桜ヶ丘会館消防計画」(NO703)によるものとし、不具合が発生した場合は速やかに会館管理者または防火管理者に連絡する。

6.事務所内備品の使用料

1)コピー機

- ①町内会業務や福祉活動に関する場合は無料。
- ②私的に使用する場合は白黒1枚 10 円/カラー1枚 30 円
③ ② A3、A4 同額、両面コピーは2枚と計算する。
- ③私的に使用する場合のコピー機使用は、コピー機備付けの記録ノートに使用枚数を記入する。
- ④使用料は会計委員に支払う。

2)ラミネートフィルム

- ①町内会業務や福祉活動に関する場合は無料。
- ②私的に使用する場合は1枚 30 円
③ ② A3、A4 同額
- ③使用料は会計委員に支払う

※“町内会業務”とは、町内全体の会員が有益になるということが前提であり、町内会内の活動であっても、グループ内部のメンバーへの連絡や保存用に使用する等の事例は該当しない。

第9条【桜ヶ丘会館の鍵の貸与及び取り扱い】

- 1.桜ヶ丘会館の鍵は会館管理者が管理し、町内会運営役員・各グループ代表者に貸与する。
- 2.鍵を貸与された者は桜ヶ丘会館管理者に「誓約書 NO701-3」を提出する。
- 3.鍵を複製することを厳禁とする。
- 4.鍵をグループ外の人や他グループへ貸し出すことを厳禁とする。
- 5.グループ代表者の変更、もしくは代表者から鍵管理を委託された鍵管理担当者が交代した場合は速やかに会館管理者に報告する。「同好会・サークル代表者交代届(NO702-1)」「桜ヶ丘会館鍵借用誓約書(NO701-3)」
- 6.グループ活動を廃止した場合は鍵を速やかに会館管理者に返却する。

第10条【桜ヶ丘会館の使用代表者会議】

会館管理者は必要に応じて桜ヶ丘会館使用同好会・サークルの代表者を招集し会議を行う。

第11条【桜ヶ丘会館の同好会】

- 1.活動内容は、町内会会員相互の親睦を図り、教養の向上、健康の増進を目的とした活動であること。
- 2.会員は相互の融和協調を図り、楽しい活動となるよう努める。
- 3.新規会員の参加に開放的であること。
- 4.同好会代表者は桜ヶ丘町内会員であること。
- 5.会員数は原則 5 名以上とし、会員数の半数以上を桜ヶ丘町内会会員が占めること。
- 6.代表者は会館管理者が要請した会議に出席する。
- 7.営利を目的とする活動はしない。(指導料として支払う講師・コーチの謝礼があっても、活動そのものを営利目的とみなさない。講師・コーチの謝礼は、原則、1 回あたり 6,000 円以下とする。)
- 8.新規同好会の登録は、本部役員会で登録可否審議を実施し、可の場合、班長会で承認(議決)によるものとする。

第12条【桜ヶ丘会館使用者の留意事項】

- 1.桜ヶ丘会館は建屋・敷地共禁煙とする。
- 2.感染症対策に留意し、別途、会館管理者作成のガイドラインを遵守する。
- 3.桜ヶ丘会館ロビーや通路は原則、桜ヶ丘会館所定のスリッパを着用する。
- 4.桜ヶ丘会館使用時にでたゴミ類は使用者が持ち帰る。
- 5.桜ヶ丘会館の清掃は会館清掃分担表に基づき、使用グループが交代で実施する。
- 6.桜ヶ丘会館の最終使用者は使用后 ●部屋の戸締り●空調の OFF 確認●室内消灯●ガス・水道の確認を実施し、点検担当者は点検後“桜ヶ丘会館使用者の点検表”に記入する。
会館の最終退出となる場合は会館玄関の施錠を行い退館する。

付則

- ・桜ヶ丘会館運営規定は平成 24 年 4 月 7 日に制定。
- ・令和 4 年 7 月 2 日全面改定。